

学校保健安全法（抄）

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 （略）

学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月）（抜粋）

第1章 危機管理マニュアルについて

1-1 各学校における危機管理マニュアルの作成について

作成に当たってのポイント

- 各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時にどう対処し、いかに児童生徒等の生命や身体を守るかについて検討する。

〔想定される危険等〕

- 日常的な学校管理下における事故等（体育や運動部活動での事故、頭頸部外傷、熱中症、食物アレルギーなど死亡や障害を伴う重篤な事故等）
- 犯罪被害（不審者侵入や略取誘拐など、通学・通園中を含め、児童生徒等の安全を脅かす犯罪被害）
- 交通事故（通学・通園中、校外活動中の交通事故）
- 災害（地震・津波や風水害などによる被害）
- その他の危機事象（学校に対する犯罪予告、弾道ミサイルの発射等）

（参考：手引全体版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf

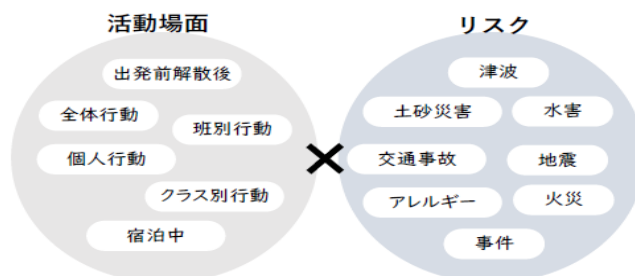
学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月）（抜粋）

〔解説編〕 2-2-6 教育活動の様々な局面における未然防止対策

2-2-6-2 校外活動に際しての対策

校外活動では、危機の未然防止対策が十分になされ訓練も頻繁に実施されている校内での学習状況とは異なり、慣れない土地・状況での安全確保が求められます。そのため、校外活動先での危機管理には、特に周到な準備が必要です。

事前に校外活動計画等を作成する際に、当該地域のリスクについてしっかりと調査すること、万が一現地で被災した場合を想定した下見を行うことや、児童生徒等に対して地域リスクや被災想定、緊急時の行動に関する事前の教育指導を徹底すること等について、危機管理マニュアルに記載して、確実に実施できるようにしましょう。特に修学旅行や移動教室など



では、班別・クラス別行動中、宿泊中など様々な活動場面が考えられることから、事前検討の際には、校外活動の活動場面と様々なリスクの組み合わせを考慮することが大切です。

あわせて、訪問先等関係者との事前調整、引率教職員・学校との連絡方法、災害等発生時の避難場所・避難方法等に関する事前検討や対策、危機管理のため校外活動時に携行すべき物品、校外活動開始時に確認すべき事項なども、危機管理マニュアルに定めておきます。

記載の視点	
<ul style="list-style-type: none"> 校外活動全般における事前検討・対策 <ul style="list-style-type: none"> 校外学習先の地域のリスク調査 事前の下見において確認すべき事項 災害等発生時の避難場所等、近隣医療機関等の確認 訪問先・宿泊先等関係者との事前調整 各種連絡体制・連携方法 <ul style="list-style-type: none"> 引率教職員間、引率教職員・学校間 個別活動中の児童生徒等と教職員との間 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊、食を伴う活動時における食物アレルギー関係の事前検討・対策 校外活動における携行品 校外学習開始時の確認事項

〔サンプル編〕 2 事前の危機管理

◆ 校外活動における危機未然防止対策

(1) 事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

校外活動全般	<ul style="list-style-type: none"> 校外活動先における地域固有のリスク(津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性)を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等(AED配置場所、病院・警察署等)を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 緊急時の連絡体制(医療機関、学校、保護者)を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 一人で避難できない児童への対応について検討する。
--------	---

(参考：ガイドライン全体版)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
(令和7年12月)(抜粋)

IV 学校部活動の在り方

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。

(参考：ガイドライン全文)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf